

環境まちづくり方針

様式2

令和 6 年 12 月 13 日 (2024 年)					
吹 田 市 長 あて					
住所 東京都港区虎ノ門1丁目1番28号 東洋不動産虎ノ門ビル					
※注1 東洋不動産株式会社					
事業所 氏名 代表取締役 宮田 敦					
電話 (03) 3504 - 2391					
受 付 番 号		第05-L-13号			
事 業 の 名 称		吹田市桃山台2丁目計画 新築工事			
対 象 事 業 区 域		吹 田 市 桃山台二丁目3番8			
※注1 設 計 ・ 代 理 者		住 所 東京都千代田区神田錦町3-20 錦町トラッドスクエア9階 氏 名 株式会社IAO竹田設計 東京第二事務所 板垣 満也 電 話 () - (担当者:)			
※注1 工 事 施 工 者		住 所 未定 氏 名 電 話 () -			
事 業 予 定 期 間		令和 6 年 (2025 年) 4 月 1 日 から 令和 7 年 (2026 年) 10 月 31 日 まで			
事 業 の 規 模			計 画 部 分	既 存 部 分	合 計
		対 象 事 業 面 積	3,355.21 m ²	m ²	3,355.21 m ²
		建 築 面 積	1,476.72 m ²	m ²	1,476.72 m ²
		延 べ 面 積	4,834.19 m ²	m ²	4,834.19 m ²
		最 高 の 高 さ	19.35 m	m	
		構 造 ・ 階 数	鉄筋コンクリート 造・一部 造 地 上 5 階 ・ 地 下 階		
事 業 の 目 的 ・ 内 容		区分	☒ 新 築 ☐ 増 築 ☐ 改 築 ☐ 新 設 ☐ 増 設		
		☐ 開発行為事業(目的 :) ☒ 建築物の新築又は増改築の事業 (☐ 工場・事業場 ☐ 住宅・共同住宅 (戸)) ☐ 商業施設 ☐ 事 務 所 ☐ 公 共 的 建 築 物 ☒ そ の 他 (老人ホーム)) ☐ そ の 他 ()			
		受 付			
環 境 ま ち づ く り の 内 容		ガイドライン取組事項チェックリストによる			第 号
添 付 書 類		・ガイドライン取組事項チェックリスト ・工事関連車両通行ルート図 ・その他必要と認める図書			

注1 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境まちづくりの概要(1)

事業者の環境方針	すべてのステークホルダーの皆様の意識変化に対応し、持続可能な社会づくりに貢献できるようなSDGsの取組を推進していきます。
当該事業における環境まちづくり方針	事業計画地に西側に隣接する公園と続くように緑化を配置、道路境界線際にも積極的に緑化を行い敷地周辺に寄与するようにします。

1. 実施率と主な実施内容

1-1. 工事中

実施率

100

パーセント

(小数点第2位以下切り捨て)

実施する・一部実施するの項目数

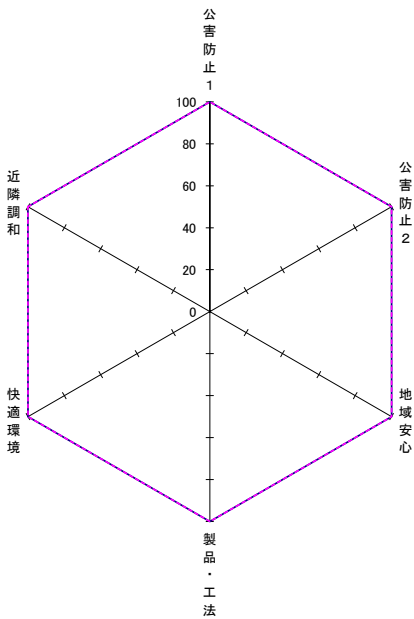
53

=

該当なしを除いた項目数

53

---:方針(案), -:方針



	公害防止 1	公害防止 2	地域安心	製品・工法	快適環境	近隣調和
方針	19	16	5	3	5	5
方針(案)	19	16	5	3	5	5

主な実施内容

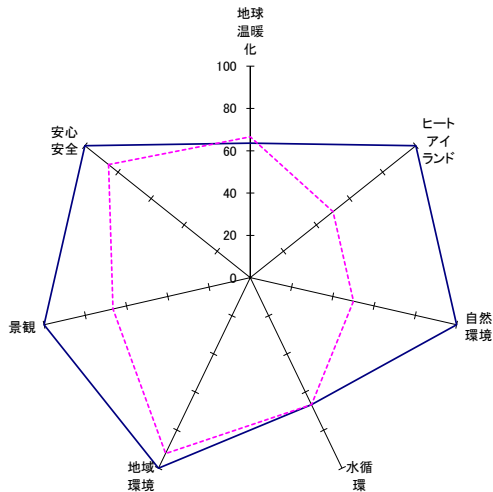
- ・排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしません。
- ・一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
- ・周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。
- ・空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。

環境まちづくりの概要(2)

1-2. 施設・設備等

実施率	88.3	パーセント	実施する・一部実施するの項目数	=	38
(小数点第2位以下切り捨て)			該当なしを除いた項目数		43

---:方針(案), —:方針



	地球温暖化	ヒートアイランド	自然環境	水循環	地域環境	景観	安心安全
方針	7	2	5	2	11	4	7
方針	11	2	5	3	11	4	7

	地球温暖化	ヒートアイランド	自然環境	水循環	地域環境	景観	安心安全
方針	8	1	4	2	12	4	6
方針(案)	12	2	8	3	13	6	7

主な実施内容

(1)再生可能エネルギー・エネルギー効率の高いシステム・エネルギーを管理するシステムの導入

導入内容

太陽光発電設備(20kw)を設置します。

(2)緑地面積 緑化率 26.5 % 条例基準分 25.0 %以上

実施内容(緑化率に換算されない緑地(駐車場緑化・ベランダ緑化・花壇など)の面積など)

開発により生じた法面(115㎡)に対して緑化を行います。

(3)雨水利用 雨水貯留量 129.0 t うち雨水利用量 t

利用目的 ☐ 植栽水やり ☐ トイレの流し水 ☐ 洗車 ☐ その他

(4)上記以外の主な実施内容

- ・基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。
- ・電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明します。
- ・電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。
- ・景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の基本目標と基本方針及び景域別景観まちづくり方針に基づいた計画と設計を行います。

環境まちづくりの概要(3)

2. 方針(案)からの変更箇所(変更箇所があれば記入してください。)

項目番号	修正前のチェック内容		修正後のチェック内容
1.8.10	一部実施する	→	実施する
25.26.29	該当なし	→	実施する
34	実施する	→	該当なし
57	一部実施する	→	実施する
58	一部実施する	→	実施する
64	一部実施する	→	実施する
66	実施しない	→	該当なし
67	実施しない	→	実施する
69	実施しない	→	実施する
70	実施しない	→	該当なし
71,73	実施しない	→	該当なし
74	一部実施する	→	実施する
81	実施しない	→	該当なし
84	実施する	→	該当なし
96	実施しない	→	該当なし
98	実施しない	→	該当なし
101.102.104	一部実施する	→	実施する
103	実施しない	→	実施する

3. その他(本ガイドライン記載の取組事項以外に実施する環境まちづくりの取組を記載ください。)

●工事中におけるガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、事業による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
大気汚染や騒音などの公害を防止します。		
建設機械		
1 低公害型建設機械の使用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。
2 低燃費型建設機械の使用	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	低燃費型の建設機械(ハイブリッド式パワーショベルなど)をできる限り使用します。
3 アイドリングの禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしません。
4 環境に配慮した運転	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
5 稼働台数の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
6 工事の平準化	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
7 機械類の整備点検	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	機械類は適切に整備点検を行います。
工事関連車両		
8 低公害、低燃費車の使用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	燃費や排出ガス性能のよい車両を使用します。
9 工事関連車両の表示	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関連車両であることを車両に表示します。
10 周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。
11 建設資材の搬出入における車両台数の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。
12 通勤等で利用する車両台数の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。
13 土砂の積み降ろし時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。
14 タイヤ洗浄	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。
15 ドラム洗浄時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
16	場外待機の禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関連車両を場外に待機させません。
17	クラクションの使用抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	クラクションの使用は必要最小限にします。
18	アイドリングの禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。
19	環境に配慮した運転	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
工事方法 騒音・振動等			
20	防音シートなどの設置	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置します。また、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、さらなる防音対策を行います。解体作業時は、仮囲いと防音シートを設置していたことを確認しています。
21	丁寧な作業	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。
22	騒音や振動の少ない工法の採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
23	近隣への作業時間帯の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
粉じん・アスベスト			
24	粉じん飛散防止対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺への粉じん飛散を防止するため、解体・掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行います。
25	アスベストの調査など	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建築物などの解体時に、解体業者がアスベストの使用の有無について調査するとともに、工事期間中は調査結果を表示した標識を近隣住民の見やすい位置に設置し、調査結果を市長に報告したことを確認しています。
26	アスベスト飛散防止対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	アスベストを含有する建築物などの解体時に、解体業者が確実な飛散防止対策を行ったことを確認しています。
水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下			
27	濁水や土砂の流出防止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。
28	塗料などの適正管理及び処分	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分します。
29	土壌汚染対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	汚染状況の把握のための調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な措置方法等について協議します。
30	地盤改良時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
31	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。
悪臭・廃棄物			
32	アスファルト溶解時の臭気対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。
33	現地焼却の禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	現地では廃棄物などの焼却は行いません。
34	解体時の環境汚染対策	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	解体業者が解体工場前に有害廃棄物の有無を調査しました。その後、適正な処理等の対応を行っています。
35	仮設トイレ設置時の臭気対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。
36	産業廃棄物の適正処理	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設工事から生じる産業廃棄物は、適正に処理を行います。
地域の安全安心に貢献します。			
37	地域との連携における事故の防止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努めます。
38	児童などへの交通安全の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。
39	夜間や休日の防犯対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。
40	児童などへの見守り、声かけ	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組みます。
41	地域の防犯活動への参加	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。
環境に配慮した製品及び工法を採用します。			
省エネルギー			
42	エネルギー消費の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	エネルギー効率のよい機器の利用などにより、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。
省資源			
43	残土発生の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設発生土は発生した建設現場での土地の造成に再利用するなど、残土の発生を抑制します。
44	廃棄物の減量	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。
快適な環境づくりに貢献します。			
景観			
45	仮囲い設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
46	仮設トイレ設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。
周辺の環境美化			
47	周辺道路の清掃	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。
48	場内整理	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。
ヒートアイランド現象の緩和			
49	打ち水	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	夏季において水道水を確保し、周辺道路などに打ち水を行います。
地域との調和を図ります。			
工事説明・苦情対応			
50	工事内容の事前説明及び周知	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせします。また、解体工事を行う場合は、市条例に基づき、事前に工事の概要を表示した標識を設置しました。
51	苦情対応	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事に関しての苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。
周辺の教育・医療・福祉施設への配慮			
52	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	吹田市立桃山台小学校・千里敬愛幼稚園に対して、工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にします。
53	騒音、振動などの配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	吹田市立桃山台小学校・千里敬愛幼稚園に対して、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。
周辺の事業者との調整			
54	複合的な環境影響の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施工者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。

●施設・設備等に係るガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、事業による環境への影響を最小限にとどめ、また、新たな環境負荷の発生を事前に防止するとともに、地域の環境レベル向上に貢献するため、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
地球温暖化対策を行います。			
55	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建築物の環境性能の向上に努めるとともに、大阪府建築物環境性能表示制度を活用します。B+評価結果を得られるよう努めます。
56	ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)設計	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	予算上の都合により実施しません。
57	再生可能エネルギーの活用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	太陽光発電設備(20kw)を設置します。
58	エネルギー効率の高いシステムの導入	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	照明制御システム・高効率型ガス給湯器(76台)を導入します。
59	エネルギーを管理するシステムの導入	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	予算上の都合により実施しません。
60	冷媒漏えい(使用時排出)の防止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備(空調機器、冷蔵冷凍庫など)を設置する際には、設置後に配管などからの冷媒の漏えい(使用時排出)が発生しないように設計します。
61	建築物のエネルギー負荷の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	ペアガラスを採用します。
62	長寿命な建築物の施工	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。
63	環境に配慮した製品の採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	エコマーク商品であるタイルカーペット(約150㎡)を採用します。
64	木材(国産材、大阪府内産材)の利用	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	予算上の都合により実施しません。
65	電気自動車用充電設備の設置	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	予算上の都合により実施しません。
66	宅配ボックスの設置	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	集合住宅でないため
ヒートアイランド対策を行います。			
67	建物屋根面、壁面の高温化抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	屋上緑化(9.2㎡)を実施し、高温化を抑制します。
68	地表面の高温化抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	吹田市開発事業の手続き等に関する条例に定める基準(25%)以上の緑化率26.5%の確保し、緑化率に換算されない法面緑化面積(115㎡)を確保し、地表面の高温化を抑制します。
自然環境を保全し、みどりを確保します。			
69	動植物の生息や生育への配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	事業計画地に隣接する緑地と連続して緑地を配置、吹田市開発事業の手続き等に関する条例に定める基準(25%)以上の緑化率26.5%の緑化を確保し、動植物の生息や生育環境に配慮します。
70	地域のシンボルツリーの保全	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	事業計画地にシンボルツリーがないため

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
71	既存の植生の保全	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	既存植生がないため
72	地域に応じたみどりの創出	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	事業計画地に隣接する公園と連続させて緑地を配置、敷地東側にまとめた緑化スペースを確保し、地域に応じた創意工夫によりみどりを創出し、良好な景観や生物の生息空間の形成に努めます。
73	駐車場緑化	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	駐車場が建物下のため、実施しません。
74	屋上緑化など	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	屋上緑化(9.2㎡)を行います。
75	法面緑化	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	開発により生じた法面(115㎡)に対して緑化を行います。
76	植栽樹種の選定	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。
水循環を確保します。			
77	水資源の有効利用	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	予算上の都合により実施しません。
78	雨水流出を抑制する施設の設置	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	雨水流出を抑制するために、雨水貯留槽129tを確保します。
79	雨水浸透への配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	外構部は雨水浸透に配慮し、吹田市開発事業の手続き等に関する条例に定める基準(25%)以上の緑化率26.5%の緑化を確保します。
地域の生活環境を保全します。			
大気・騒音・振動等			
80	騒音や振動を発生させる設備設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。
81	住宅における防音サッシ等の設置	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	近くに幹線道路や鉄道がなく、騒音の影響が考えられない住宅のため
82	駐車場の配置計画時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の設置については、住居に隣接しない計画とするなど近隣に配慮した計画とします。
83	近隣への悪臭及び騒音の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口の位置、廃棄物置場の構造などに配慮します。
84	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	ボイラーなどの機器設置がないため
85	屋外照明や広告照明設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	屋外照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。
86	建築資材による光の影響の考慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建築資材(ガラス、太陽光パネルなど)による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。
87	環境に配慮した塗料の使用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物(VOC)の含有率が低いものを使用します。
88	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	吹田市立桃山台小学校・千里敬愛幼稚園に対して、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。

取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない 及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
中高層建築物(高さ10メートルを超える建築物)		
89 日照障害対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域(商業と工業地域を除く)を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をします。
90 電波障害の事前把握及び近隣説明	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明します。
91 電波障害発生時の改善対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。
92 プライバシーの配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。
景観まちづくりに貢献します。		
93 地域への調和	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。
94 景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の基本目標と基本方針及び景域別景観まちづくり方針に基づいた計画と設計を行います。
95 景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行います。
96 重点地区指定に向けた協議	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	敷地面積は3355.21㎡となり、1haを越えないため該当しません。
97 景観形成基準の遵守	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
98 屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	屋外広告物の設置がないため。
安心安全のまちづくりに貢献します。		
99 歩行者が安全に通行できる工夫	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	敷地内は歩車分離を行い、歩行者が安全に通行できる工夫をします。
100 災害に対する建築物・工作物の強靱性を高める取組	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	耐震性能、防火性能の向上等、災害に対する建築物の強靱性を高める取組を行います。
101 災害時の自立性を維持する取組	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	非常用発電機を設置し、一部の設備の自立性を確保します。また1名以上介護職員が常駐し、災害時に施設内で自立して救助活動を行えるように取り組みます。
102 災害時に備えた地域等との連携に関わる取組	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	災害時、施設内の安否確認を行い、地域と円滑に連絡を取れるよう情報連携体制を整えます。
103 災害時の避難や救助等の応急対応に関する取組	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	災害時の初期救助に必要な資材を備えおきます。2つ以上の安全な避難経路を確保します。
104 犯罪を発生させない都市(まち)づくりに関する取組	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	施設のエントランス等に防犯カメラの設置等を行います。また夜間エントランス等には照明を設けます。
105 犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	パトロールや見守り等、犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組を行います。